保護者の皆様へ

令和５年５月２日
いわき市教育委員会

保護者の皆様には、これまで、学校における新型コロナウイルス感染症対策へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。
令和５年５月８日、新型コロナウイルス感染症が法律上の５類感染症に位置付けられることから、当感染症の対応が変わることになります。
学校では、次のように対応して参りますので、ご理解とご協力をお願いします。

○　お子様が陽性となった場合、「出席停止」扱いとなりますので、学校にご連絡ください。

> ※　出席停止の期間は、原則、発症した後５日間を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまでとなります。
> （症状が軽快したとは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること指します。）
> ※　登校後も、発症翌日から１０日間を過ぎるまでは、マスクの着用を推奨します。

○　お子様に発熱や咽頭痛、咳など普段と異なる症状がある場合は、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校させないようお願いします。なお、発熱等の風邪症状で学校を欠席する場合は、「病欠」となります。

○　新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合は、学校にご相談ください。

学校では、引き続き、感染症について適切に対応します。
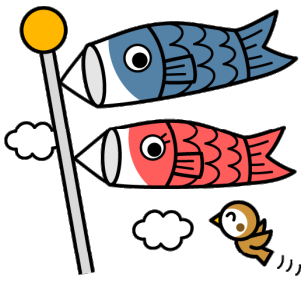
☆　学校で感染が拡大した場合、手洗い、手指消毒、効果的な換気の実施などの感染対策を徹底します。
☆　マスクの着脱については強制しません。